




## 西美濃創生産業活性化広域連携推進事業補助金制度

西美濃3市9町（大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、本巣市）と大垣商工会議所が連携し、西美濃地域の産業の振興、経済の活性化に向けて、事業者の皆様のご取り組みを応援する補助制度を設けていますので、ご活用ください。

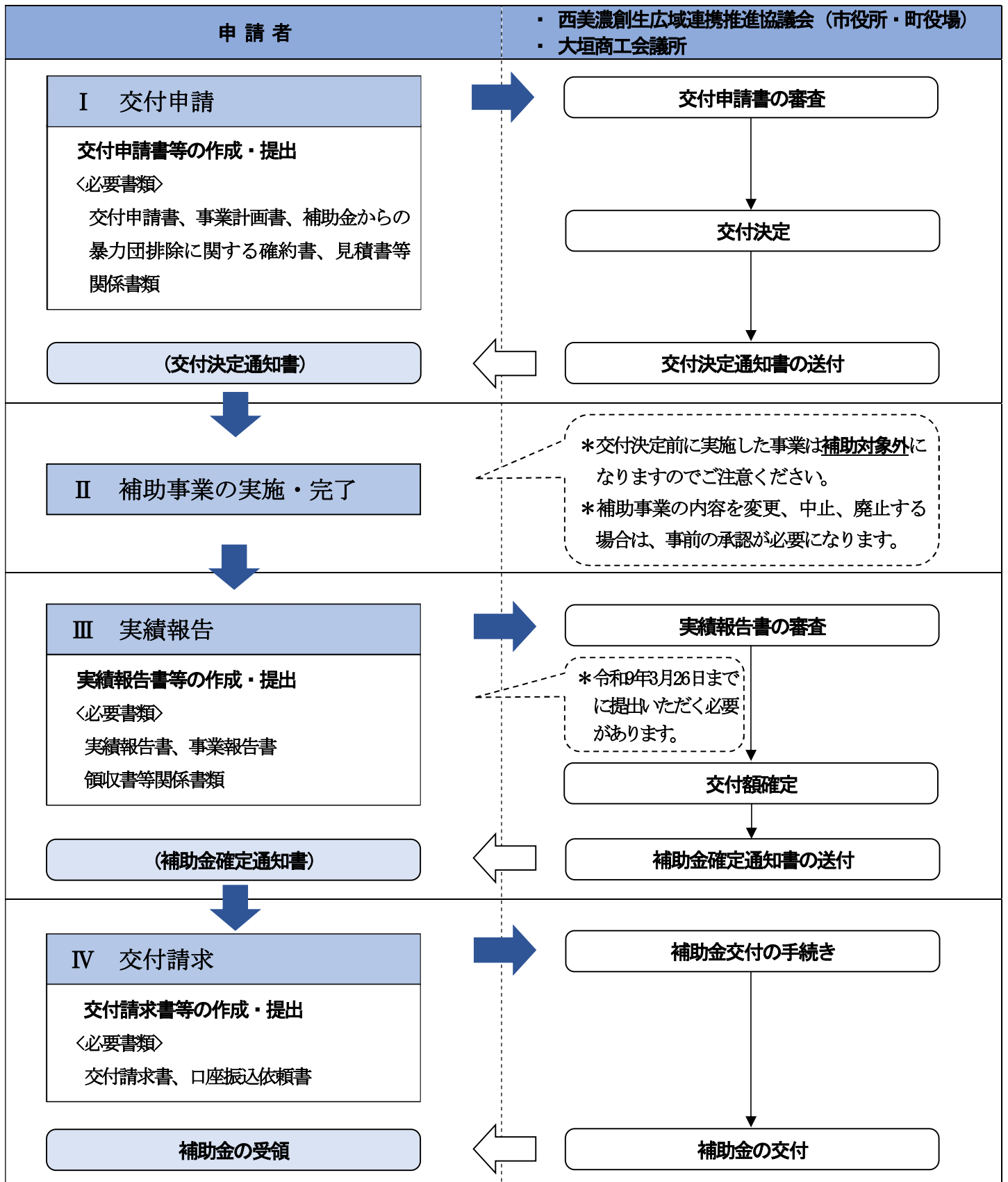
| 1 西美濃創生広域連携推進協議会   |             |  |
|--|-------------|--|
| 名称   | 対象          | 概要   |
| ① ホームページ・動画制作支援事業補助金<br>            | 製造業         | <ul style="list-style-type: none"> <li>初めて自社のホームページを制作（全面リニューアル含む）、販路開拓を目的としてホームページに掲載する動画制作に係る経費の一部を補助します。</li> <li>* 3市9町に本社を有する中小企業者（事業者）に限ります。</li> <li>* 申請日時時点で、西美濃3市9町に1年以上事業所を置いている事業者に限ります。</li> <li>* 委託先はソフトピアジャパンエリア企業に限ります。</li> </ul> <p>・補助率：補助対象経費の1/2以内<br/>・限度額：1事業者あたり24万円（1か国語あたり8万円、2か国語まで、動画制作8万円まで）</p>   |
| ② ソフトピアジャパンエリア小規模事業所入居支援事業補助金<br> | 情報通信<br>関連業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該エリア内での起業・創業等に係る以下の経費の一部を補助します。</li> <li>1) 法人登記に係る経費</li> <li>2) 創業等のPRパンフレット印刷代など広告宣伝に係る経費</li> <li>3) 事業所等の開設に係る設備・備品購入に係る経費</li> <li>4) 東京23区からの移転・入居に係る経費</li> <li>* 5年以上の入居を計画している中小企業者（事業者）に限ります。</li> <li>* 当該エリアは、センタービル、アネックス、ドリームコア、ワークショップ24、分譲地を指します。</li> </ul> <p>・補助率：補助対象経費の1/2以内<br/>・限度額：<br/>【100㎡未満の入居】1事業者あたり16万円 *1)~3)の費用の2つ選択(各8万円)<br/>【100㎡以上の入居】1事業者あたり20万円 *1)~3)の費用の2つ選択(各10万円)<br/>【東京23区からの移転・入居】1事業者あたり5万円を加算</p> |

| 2 大垣商工会議所   |     |   |
|---|-----|---|
| 名称  | 対象  | 概要  |
| ③ ビジネスマッチング支援事業補助金<br> | 全業種 | <ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県外（国内）で開催される見本市・企業展への出展、オンライン展示会出展（年度内に開催終了）に係る経費の一部を補助します。</li> <li>* 主催者が提供する募集小間が80小間数以上の見本市・企業展に限ります。</li> </ul> <p>・補助率：補助対象経費の10/10以内<br/>・限度額：1出展あたり8万円・1事業者あたり16万円</p> |

## ■ お問い合わせ ■

|                            |  |
|----------------------------|--|
| ① ホームページ・動画制作支援事業          | [左記のお問い合わせ先] 大垣市経済部産業振興室 〒503-8601 大垣市丸の内2-29        |
| ② ソフトピアジャパンエリア小規模事業所入居支援事業 | ☎ : 0584-47-8609 ☒ : sangyoushinkou@city.ogaki.lg.jp |
| ③ ビジネスマッチング支援事業            | [左記のお問い合わせ先] 大垣商工会議所相談課 〒503-8565 大垣市小野4丁目35-10      |
|                            | ☎ : 0584-78-9111 ☒ : info@ogakicci.or.jp             |

## 交付申請から補助金受領までの流れ



\* 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除いた額）から、国・県等の補助金を差し引いた額に補助率を乗じた額が補助金額になります（限度額あり）。

\* 補助金は、予算額に到達次第終了いたします。

\* 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、事業完了後5年間保存する必要があります。

\* 交付決定前に実施した事業は補助対象外となりますのでご注意ください。

\* 詳しくは、各ホームページをご参照ください。